

岐阜県公報

目 次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都 市 政 策 課)

ページ
一

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、東海環状自動車道における岐阜県都市計画道路の都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画 区域	日 時	場 所	関 係 市
岐 阜	平成二十二年九月一日 (水) 午後七時から	岐阜市下鶴飼一丁目 一 五番地 岐阜市西部コミュニ ティセンター 二階 大集会室	岐 阜 市 瑞 穂 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画変更案（素案）の概要

岐阜県都市計画区域内の東海環状自動車道について、岐阜市御望山周辺及び椿洞周辺の変更を行います。

変更箇所

岐阜市御望山周辺 線形変更

岐阜市榑洞周辺 構造形式変更
変更概略図

別記一のとおり

三 都市計画変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年八月二日（月）から同年八月十六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 関係市住民で公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年八月二日（月）から平成二十二年八月十六日（月）までに 〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 3 公述の内容は、都市計画変更案（素案）の範囲とする。また、公述の時間は、公述人一人当たり十分以内とする。
- 4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合、県は公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。
- 5 公聴会は地域住民の意見を伺い、案の作成の参考とするため行うものであることから、公聴会の場で公述人の意見に対し県として回答を行わない。

五 傍聴

- 1 公聴会の傍聴を希望する者は、当日直接会場へ来場すること。なお、満員の場合は会場への入場を断る場合もある。
- 2 公聴会を傍聴する者は、次の事項を遵守すること。
 - (一) 発言はできない。
 - (二) 公述人の発言途中において、批判を加えたり、可否を表明したり、拍手をすることはできない。

(三) 私語をしたり、大声で笑うことはできない。

(四) 示威的行為はできない。

(五) 飲食又は喫煙はできない。

(六) 公聴会場の秩序を乱し、公聴会の進行の妨げとなるような行為はできない。

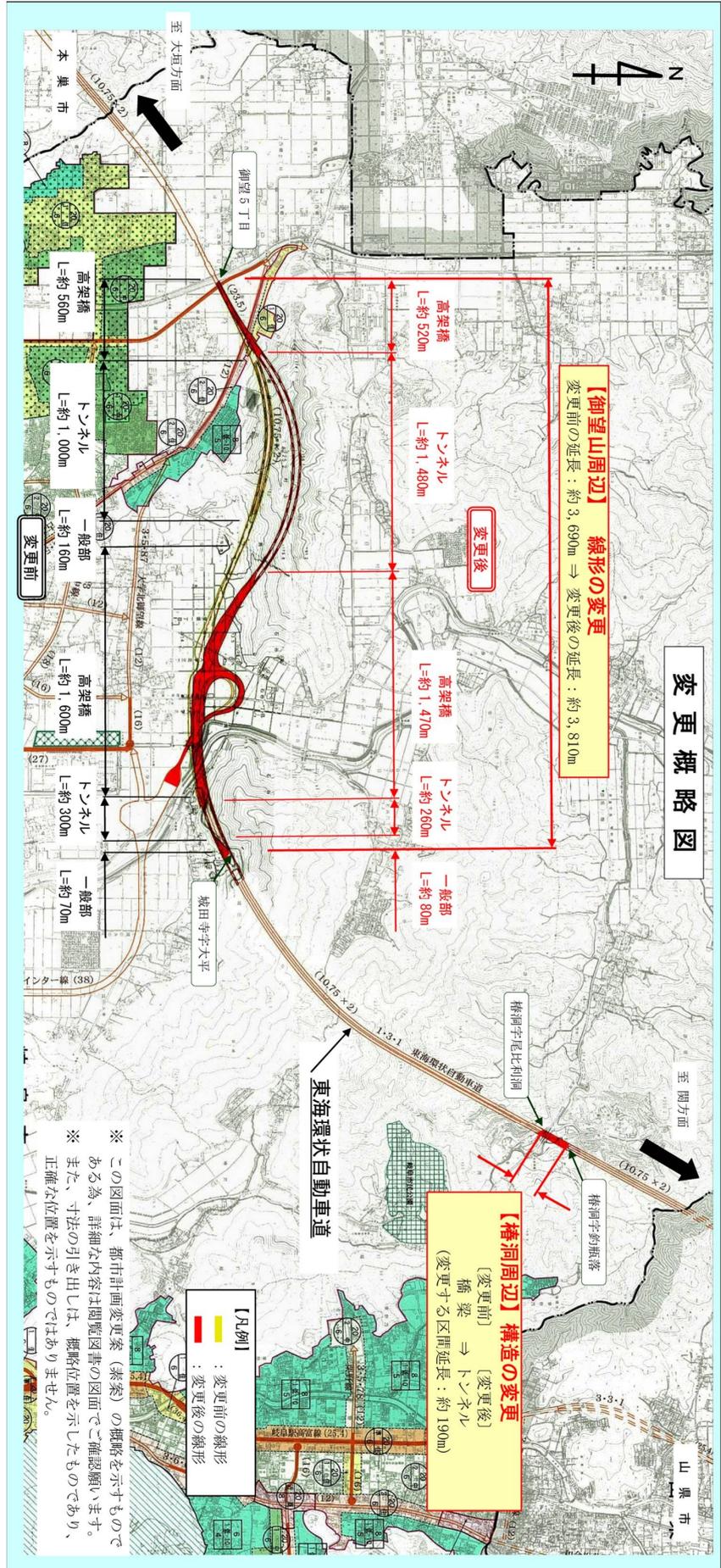
なお、公聴会の適正な運営を阻害したと認められる場合は、退場いただく場合がある。

六 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八 二七二 八六四九）、岐阜市都市建設部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課

七 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。



別記二

公述申出書

平成22年7月28日付けで岐阜県公報に登載された東海環状自動車道における岐阜都市計画道路の都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 22 年 8 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年七月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター